

令和元年

上尾市議会 6 月定例会議案

議 案 名

議案第 1 号	平成 3 1 年度上尾市一般会計補正予算（第 2 号）……………	別冊
議案第 2 号	平成 3 1 年度上尾市介護保険特別会計補正予算（第 1 号）……………	別冊
議案第 3 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例の制定について……………	1
議案第 4 号	上尾市職員倫理条例の制定について……………	3
議案第 5 号	上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 3
議案第 6 号	上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について……………	1 4
議案第 7 号	上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 2
議案第 8 号	上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 3
議案第 9 号	上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等の一部を改正する条例の制定について……………	2 5
議案第 1 0 号	上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 7
議案第 1 1 号	上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について……………	2 9
議案第 1 2 号	上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 0
議案第 1 3 号	上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について……………	3 1
議案第 1 4 号	工事請負契約の締結について……………	3 2
議案第 1 5 号	上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議共同設置規約に関する協議について……………	3 3

議案第 3 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例の
制定について

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例を次の
ように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議設置条例
(設置)

第 1 条 上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）が共同で進める広
域ごみ処理施設（次条において「新施設」という。）の建設に資するため、
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定によ
り、関係市町が共同設置する同法第 138 条の 4 第 3 項に規定する市長の
附属機関として、上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会
議（以下「検討会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第 2 条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新施設の建設候補地の選定に関する評価基準の制定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新施設の建設候補地の選定に関し関係市町
の長が必要と認めること。

(委員の報酬等)

第 3 条 検討会議の委員の報酬の額は、上尾市特別職の職員で非常勤のもの
の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号。次項
において「特別職報酬条例」という。）第 2 条の規定にかかわらず、日額
7,000 円を超えない範囲内において、関係市町の長が協議して定める。
2 検討会議の委員の費用弁償の額は、特別職報酬条例第 4 条の規定にかか
わらず、1 日につき 1,000 円を超えない範囲内において、関係市町の
長が協議して定める。

(補則)

第 4 条 この条例に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、
関係市町の長が協議して定める。

附 則

この条例は、令和元年7月1日から施行する。

提案理由

上尾市と伊奈町で共同で進める広域ごみ処理施設の建設に資するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、附属機関として上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置したいので、この案を提出する。

議案第 4 号

上尾市職員倫理条例の制定について
上尾市職員倫理条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市職員倫理条例

(目的)

第 1 条 この条例は、職員が市民全体の奉仕者であってその職務は市民から負託された公務であることに鑑み、職員の職務に係る法令（条例及び規則を含む。以下同じ。）の遵守及び倫理の保持に関して必要な措置を講ずることにより、職務の遂行の公正さに対する市民の疑惑や不信を招くような行為の防止を図り、もって公務に対する市民の信頼を確保することを目的とする。

(定義等)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 職員 次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア 市長、副市長及び教育長

イ 地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号。以下「法」という。）

第 3 条第 2 項に規定する一般職に属する職員

ウ 特別職（アに掲げる者を除き、法第 3 条第 3 項第 1 号、第 3 号及び第 5 号に掲げる職（議会の議員を除く。）に限る。）に属する職員

(2) 職員等 次のアからウまでに掲げる者をいう。

ア 職員

イ 市と請負契約その他の契約を締結している事業に従事する労働者

ウ 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者が行う公の施設の管理業務に従事する労働者

(3) 任命権者 法第 6 条第 1 項に規定する任命権者（同条第 2 項の規定により同条第 1 項に規定する権限の一部を委任された者を含む。）をいう。

(4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。以下同じ。）その他の団体及び事業を行う個人（当

該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。)をいう。

(5) コンプライアンス 職員が、法令を遵守することを基本に、次条に規定する倫理原則に基づき、高い倫理観を持って、市民のために積極的、自主的かつ誠実に職務を遂行することをいう。

(6) 不当要求行為等 次のアからオまでに掲げる行為をいう。

ア 市が行う許認可その他の行政処分又は請負契約その他の契約に関し、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

イ 入札の公正を害し、又は公正な契約事務の遂行を妨げる行為

ウ 人事（職員（第1号アに掲げる者を除く。）の採用、任用、昇任、降任、転任等をいう。）の公正を害する行為

エ 暴力、乱暴な言動その他の社会常識を逸脱した手段により要求の実現を図り、又は公正な職務の遂行に支障を生じさせる行為

オ アからエまでに掲げるもののほか、正当な理由なく、特定の法人その他の団体又は個人に対し、有利な取扱いをし、又は不利な取扱いをするよう要求する行為

(7) 働きかけ 職員（第1号イに掲げる者に限る。）に対し、職務に関し正当な理由なく、規則に定める行為で、職員の公正又は正当な職務の遂行を妨げることを働きかけるもの（不当要求行為等に該当するものを除く。）をいう。

(8) 公益通報 公益を守るために、職員等が、知り得た市政運営に関する違法行為又は違法のおそれのある行為について通報することをいう。ただし、不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正な目的で行うものを除く。

2 この条例の規定の適用については、事業者等の利益のためにする行為を行う場合における当該事業者等の役員、従業員、代理人その他の者は、事業者等とみなす。

（職員が遵守すべき職務に係る倫理原則）

第3条 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部のものに対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部

のものに対してのみ有利な取扱いをする等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならない。

- 2 職員は、法令遵守の重要性を深く認識するとともに、倫理意識の高揚に努め、常に公正な職務の遂行に当たらなければならない。
- 3 職員は、職務の遂行に当たっては、市民その他市政に関わりのある者に対して業務に関する説明を十分に行い、理解と協力を得るよう努めなければならない。
- 4 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務や地位を自らや自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 5 職員は、法令により与えられた権限の行使に当たっては、規則で定める利害関係者との関係に注意を払い、市民の疑惑や不信を招くような行為として規則で定めるものをしてはならない。
- 6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。
- 7 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

(管理監督者の責務)

第4条 職員を管理し、又は監督する地位にある職員（第9条第1項において「管理監督者」という。）は、その職務の重要性を自覚し、率先して自らを律するとともに、所属職員への適切な指導及び監督を行い、公正な職務の遂行及び厳正な服務規律の確保を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第5条 任命権者は、職員の職務に係る倫理の保持に資するため、研修その他必要な措置を講じなければならない。

- 2 任命権者は、コンプライアンスの推進を図るための体制の整備その他必要な措置を講じなければならない。

(コンプライアンス審査会)

第6条 コンプライアンスの推進を図るための体制の確立を図り、公正な職務の遂行を確保するため、地方自治法第138条の4第3項の規定により、上尾市コンプライアンス審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

- 2 審査会は、委員3人をもって組織する。

- 3 委員は、弁護士及びその他の法令に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、3年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 審査会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。
- 7 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。
- 8 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 9 審査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。
- 10 審査会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 11 審査会の行う調査等の手続は、公開しない。
- 12 審査会は、必要があると認めるときは、関係者に対して、会議への出席を求めて、その意見又は説明を聴くことができる。
- 13 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。
- 14 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(審査会の所掌事務)

第7条 審査会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 不当要求行為等の調査、報告等に関すること。
- (2) 働きかけの調査、報告等に関すること。
- (3) 公益通報の調査、報告等に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に必要な事項に関すること。

(コンプライアンス推進委員会)

第8条 市におけるコンプライアンスを組織的に推進するため、上尾市コンプライアンス推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

- 2 委員会の所掌事務は、次に掲げる事項とする。
 - (1) 市におけるコンプライアンスの確保に関すること。
 - (2) 不当要求行為等に関すること。

(3) 働きかけに関すること。

(4) 前3号に掲げるもののほか、コンプライアンスの推進に関すること。

3 委員会は、規則で定める職員をもって構成する。

4 前3項に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等への組織的対応)

第9条 職員（市長を除く。以下この項において同じ。）は、不当要求行為等を受け、又は不当要求行為等に関する事実を知ったときは、直ちに当該不当要求行為等の内容を記録し、上司又は管理監督者（規則で定める職員を除く。以下「所属長」という。）に報告しなければならない。ただし、所属長に報告することが適当でないときは、審査会に対し直接報告することができる。

2 所属長は、前項本文の規定による報告を受けたときは、公正な職務を遂行するために必要な対策を講ずるとともに、当該報告の内容を委員会に報告しなければならない。ただし、委員会に報告することが適当でないときは、審査会に対し直接報告することができる。

3 委員会は、前項本文の規定による報告を受けたときは、事実関係についての調査を行い、当該報告を行った所属長に対し、必要に応じて対策を指示するものとする。

4 委員会は、前項の規定による調査の結果、不当要求行為等を行った者（次条において「行為者」という。）に対して文書で警告する必要があると認めるときは、審査会に通知するとともに、市長及び当該事案に係る任命権者（以下「市長等」という。）に報告しなければならない。ただし、市長等に報告することが適当でないときは、審査会に対する通知のみを行うことができる。

5 審査会は、第1項ただし書若しくは第2項ただし書の規定による報告又は前項の規定による通知を受けたときは、必要な調査を行い、その結果を市長等に報告するものとする。この場合において、審査会は、市長等が行う措置について意見を述べることができる。

6 審査会は、前項の規定による調査の結果によって、必要があると認めるときは、次条第2項に規定する公表を行うことができる。ただし、同条第

1 項に規定する警告が行われない場合にあつては、当該行為者の氏名、前項後段に規定する意見の内容その他の事項について公表することができる。

(不当要求行為等の行為者に対する措置)

第10条 市長等は、前条第5項の規定による報告が文書で警告する必要がある旨のものであるときは、当該報告に基づいて、行為者に対し、文書で警告を行うものとする。

2 市長等は、前項の警告を行う場合において必要があると認めるときは、当該行為者の氏名、警告の内容その他の事項について公表することができる。

3 市長等は、第1項の警告を行ったにもかかわらず当該不当要求行為等が中止されないときは、市の事務又は事業（第13条において「事務事業」という。）において、必要な措置を講ずることができる。

4 市長等は、前3項の規定による措置を講ずるときは、前条第5項後段に規定する意見を尊重しなければならない。

(特別職に属する公務員からの働きかけへの組織的対応)

第11条 職員（第2条第1項第1号イに掲げる者に限る。以下この条において同じ。）は、特別職（法第3条第3項第1号及び第3号から第5号までに掲げる職に限る。次項において同じ。）に属する公務員から働きかけを受けたときは、当該働きかけの内容を記録し、所属長に報告しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、職員に対する特別職に属する公務員からの働きかけに対する措置その他必要な事項は、規則で定める。

(不当要求行為等及び働きかけを受けた職員の保護)

第12条 市長等は、第9条第1項若しくは第2項又は前条第1項の規定による報告を行った職員に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(公益通報の対象)

第13条 公益通報は、市の事務事業若しくは市から事務事業を受託し、若しくは請け負った事業者等における当該事務事業に関する事実、市の施設の指定管理者における当該施設の管理運営に関する事実又は職員に関する事実で、次の各号のいずれかに該当するものを対象とする。

(1) 法令に違反する事実

(2) 人の生命、身体、財産若しくは生活環境を害し、又はこれらに重大な影響を与える事実

(3) 前2号に該当するおそれのある事実

(公益通報の方法)

第14条 職員等は、市政の運営に関し、前条に規定する事実（以下「通報対象事実」という。）が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益通報をするものとする。

2 職員等は、公益通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 職員等は、公益通報をするに当たっては、確実な資料に基づき誠実に行わなければならない。

4 職員等は、公益通報の濫用により、いたずらに公務の運営に支障を生じさせてはならない。

(公益通報の対象となる事実に関する審査会の調査等)

第15条 審査会は、前条第1項の規定による公益通報を受けたときは、通報対象事実の存否に関する調査の必要性を十分に検討し、調査を行う場合はその旨及び着手の時期を、調査を行わない場合はその旨及び理由を、当該公益通報をした職員等（以下「通報者」という。）に対し、遅滞なく通知するものとする。

2 審査会は、公益通報の概要及び対応方針を市長等に報告するものとする。

3 審査会は、通報者の秘密を守るため、通報者が特定されないよう十分に配慮しつつ、遅滞なく調査を行い、当該調査の結果を市長等に報告するものとする。

4 審査会は、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、調査の進捗状況について適宜通知するとともに、当該調査の結果を遅滞なく通知するものとする。

5 前条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、第1項及び前項の規定による通知は行わないもの

とする。

(公益通報の調査結果に基づく措置の実施)

第16条 市長等は、前条第3項の規定により通報対象事実があると認める報告を受けたときは、速やかに是正措置、再発防止策等（以下「是正措置等」という。）を講ずるとともに、その内容を審査会に通知するものとする。この場合において、市長等は、必要があるときは、当該事案に係る関係者の処分を行うものとする。

2 市長等は、前項の規定により是正措置等を講じたときは、必要に応じて、その内容の全部又は一部を適宜公表するものとする。

(公益通報の通報者への是正措置等の通知)

第17条 審査会は、前条第1項の規定により市長等が是正措置等を講じたときは、その内容を、利害関係を有する者のプライバシー等に配慮しつつ、通報者に対し、遅滞なく通知するものとする。ただし、第14条第2項ただし書の規定に該当することにより公益通報が実名により行われなかった場合は、この限りでない。

(公益通報の通報者等の保護)

第18条 市長等は、通報者及び通報対象事実の存否に関する調査に協力した者に対し、公益通報をし、又は当該調査に協力したことを理由として不利益な取扱いをしてはならない。

(職員等以外の者による公益目的通報)

第19条 職員等以外の者は、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていることを知り得たときは、審査会に対して公益を目的とする通報をすることができる。

2 職員等以外の者は、公益を目的とする通報をする場合は、原則として実名により行わなければならない。ただし、職員等により違法な行為又は違法であるおそれが高い行為がなされていることが明確であって、かつ、通報対象事実が確実にあると信ずるに足りる相当の根拠が示された場合は、この限りでない。

3 第14条第3項及び第4項並びに第15条から前条までの規定は、第1項に規定する公益を目的とする通報について準用する。この場合において、これらの規定中「職員等」とあるのは「職員等以外の者」と、「公益通

報」とあるのは「公益を目的とする通報」と、第15条第1項中「前条第1項」とあるのは「第19条第1項」と、同条第5項中「前条第2項ただし書」とあるのは「第19条第2項ただし書」と、第17条ただし書中「第14条第2項ただし書」とあるのは「第19条第2項ただし書」と読み替えるものとする。

(職員等の協力)

第20条 職員等は、この条例の規定に基づき審査会が行う調査に誠実に協力しなければならない。

(公表)

第21条 市長は、毎年度、職員の職務に係る倫理の保持に関する状況及び職員の職務に係る倫理の保持に関して任命権者が講じた措置について、市民に公表するものとする。

(委任)

第22条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和元年7月1日から施行する。ただし、第6条から第21条まで及び次項の規定は、公布の日から起算して6月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 上尾市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年上尾市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第1条の2第12号の3を次のように改める。

(12)の3 コンプライアンス審査会委員

別表第1の12の3の項を次のように改める。

12 の3	コンプライアンス審査会 会長 委員	日額 16,000円 日額 15,000円
----------	-------------------------	--------------------------

提案理由

上尾市西貝塚環境センターの入札に関する第三者調査委員会からの再発防止策の提言を受け、職員の倫理原則を明示し、公益通報制度の見直し及び不当要求行為等に対する組織的対応を目的としたコンプライアンス審査会を設置したいので、この案を提出する。

議案第 5 号

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 31 年上尾市条例第 17 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 45 の項中「12, 600 円」を「12, 800 円」に、「11, 100 円」を「11, 300 円」に改め、同表 46 の項及び 47 の項中「10, 600 円」を「10, 800 円」に改め、同表 48 の項中「10, 700 円」を「10, 900 円」に、「5, 350 円」を「5, 450 円」に、「9, 500 円」を「9, 600 円」に、「4, 750 円」を「4, 800 円」に改め、同表 49 の項及び 50 の項中「8, 800 円」を「8, 900 円」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部改正により、国が経費を負担する選挙における当該経費の基準額が改定されたことに準じて、投票管理者、投票立会人等に支給する報酬の額を改定したいので、この案を提出する。

議案第 6 号

上尾市税条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市税条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市税条例の一部を改正する条例

第 1 条 上尾市税条例（昭和 3 0 年上尾市条例第 1 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 3 条第 1 項中「によって」を「により」に改め、同条第 3 項中「この節」の次に「（第 4 8 条第 1 0 項から第 1 2 項までを除く。）」を加える。

第 3 3 条の 4 中「1 0 0 分の 1 2 . 1」を「1 0 0 分の 8 . 4」に改める。

第 3 3 条の 5 第 1 項中「1 2 . 1 分の 2 . 4」を「8 . 4 分の 2 . 4」に改める。

第 4 8 条第 1 項中「による申告書」の次に「（第 1 0 項、第 1 1 項及び第 1 3 項において「納税申告書」という。）」を加え、同条に次の 8 項を加える。

1 0 法第 3 2 1 条の 8 第 4 2 項に規定する特定法人である内国法人は、第 1 項の規定により、納税申告書により行うこととされている法人の市民税の申告については、同項の規定にかかわらず、同条第 4 2 項及び施行規則で定めるところにより、納税申告書に記載すべきものとされている事項（次項及び第 1 2 項において「申告書記載事項」という。）を、法第 7 6 2 条第 1 号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用し、かつ、地方税共同機構（第 1 2 項において「機構」という。）を経由して行う方法により市長に提供することにより、行わなければならない。

1 1 前項の規定により行われた同項の申告については、申告書記載事項が記載された納税申告書により行われたものとみなして、この条例又はこれに基づく規則の規定を適用する。

1 2 第 1 0 項の規定により行われた同項の申告は、申告書記載事項が法

第762条第1号の機構の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。）に備えられたファイルへの記録がされた時に同項に規定する市長に到達したものとみなす。

- 13 第10項の内国法人が、電気通信回線の故障、災害その他の理由により法第762条第1号に規定する地方税関係手続用電子情報処理組織を使用することが困難であると認められる場合で、かつ、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することができるものと認められる場合において、同項の規定を適用しないで納税申告書を提出することについて市長の承認を受けたときは、当該市長が指定する期間内に行う同項の申告については、前3項の規定は、適用しない。法人税法第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の申請書を同法第75条の4第2項に規定する納税地の所轄税務署長に提出した第10項の内国法人が、当該税務署長の承認を受け、又は当該税務署長の却下の処分を受けていない旨を記載した施行規則で定める書類を、納税申告書の提出期限の前日までに、又は納税申告書に添付して当該提出期限までに、市長に提出した場合における当該税務署長が指定する期間内に行う同項の申告についても、同様とする。
- 14 前項前段の承認を受けようとする内国法人は、同項前段の規定の適用を受けることが必要となった事情、同項前段の規定による指定を受けようとする期間その他施行規則で定める事項を記載した申請書に施行規則で定める書類を添付して、当該期間の開始の日の15日前までに、これを市長に提出しなければならない。
- 15 第13項の規定の適用を受けている内国法人は、第10項の申告につき第13項の規定の適用を受けることをやめようとするときは、その旨その他施行規則で定める事項を記載した届出書を市長に提出しなければならない。
- 16 第13項前段の規定の適用を受けている内国法人につき、法第321条の8第51項の処分又は前項の届出書の提出があったときは、これらの処分又は届出書の提出があった日の翌日以後の第13項前段の期間内に行う第10項の申告については、第13項前段の規定は適用しない。

ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項前段の承認を受けたときは、この限りでない。

- 17 第13項後段の規定の適用を受けている内国法人につき、第15項の届出書の提出又は法人税法第75条の4第3項若しくは第6項（これらの規定を同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）の処分があったときは、これらの届出書の提出又は処分があった日の翌日以後の第13項後段の期間内に行う第10項の申告については、第13項後段の規定は適用しない。ただし、当該内国法人が、同日以後新たに同項後段の書類を提出したときは、この限りでない。

附則第15条を削る。

附則第15条の2の前の見出しを削り、同条を附則第15条とし、同条の前に見出しとして「（特別土地保有税の課税の特例）」を付する。

附則第15条の3を附則第15条の2とし、同条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税の環境性能割の非課税）

- 第15条の3 法第451条第1項第1号（同条第4項において準用する場合を含む。）に掲げる3輪以上の軽自動車（自家用のものに限る。以下この条において同じ。）に対しては、当該3輪以上の軽自動車の取得が令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間（附則第15条の8第3項において「特定期間」という。）に行われたときに限り、第80条第1項の規定にかかわらず、軽自動車税の環境性能割を課さない。附則第15条の4に次の3項を加える。

- 2 県知事は、当分の間、前項の規定により県が行う軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車が法第446条第1項（同条第2項において準用する場合を含む。）又は法第451条第1項若しくは第2項（これらの規定を同条第4項において準用する場合を含む。）の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第29条の9第3項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 3 県知事は、当分の間、第1項の規定により賦課徴収を行う軽自動車税

の環境性能割につき、その納付すべき額について不足額があることを附則第15条の6の規定により読み替えられた第81条の6第1項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る3輪以上の軽自動車について法附則第29条の11の規定によりその例によることとされた法第161条第1項に規定する申告書を提出すべき当該3輪以上の軽自動車の取得者とみなして、軽自動車税の環境性能割に関する規定を適用する。

- 4 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の環境性能割の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

附則第15条の8第2項中「規定」の次に「の適用」を加え、同条に次の1項を加える。

- 3 自家用の3輪以上の軽自動車であって乗用のものに対する第81条の4（第2号に係る部分に限る。）及び前項の規定の適用については、当該軽自動車の取得が特定期間に行われたときに限り、これらの規定中「100分の2」とあるのは、「100分の1」とする。

附則第16条第1項中「附則第30条」を「附則第30条第1項」に改め、「指定」の次に「（以下この条において「初回車両番号指定」という。）」を加え、同条第2項中「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア ^(イ)	3,900円	1,000円
---------------------	--------	--------

第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	1,800円
第2号ア(ウ) a (b)	1万800円	2,700円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,000円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	1,300円

附則第16条第3項中「3輪以上の軽自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）」を「法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	2,000円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	3,500円
第2号ア(ウ) a (b)	1万800円	5,400円
第2号ア(ウ) b (a)	3,800円	1,900円
第2号ア(ウ) b (b)	5,000円	2,500円

附則第16条第4項中「3輪以上の軽自動車」を「ガソリン軽自動車のうち3輪以上のもの」に、「当該軽自動車」を「当該ガソリン軽自動車」に、「平成29年4月1日から平成30年3月31日まで」を「平成31年4月1日から令和2年3月31日まで」に、「平成30年度分」を「令和2年度分」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「平成30年4月1日から平成31年3月31日まで」を「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」に、「平成31年度分」を「令和3年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	3,000円
第2号ア(ウ) a (a)	6,900円	5,200円
第2号ア(ウ) a (b)	1万800円	8,100円

第 2 号ア ^(ウ) b ^(a)	3, 8 0 0 円	2, 9 0 0 円
第 2 号ア ^(ウ) b ^(b)	5, 0 0 0 円	3, 8 0 0 円

附則第 1 6 条の 2 を次のように改める。

(軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例)

第 1 6 条の 2 市長は、軽自動車税の種別割の賦課徴収に関し、3 輪以上の軽自動車の前条第 2 項から第 4 項までの規定の適用を受ける 3 輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第 3 0 条の 2 第 1 項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

2 市長は、納付すべき軽自動車税の種別割の額について不足額があることを第 8 3 条第 2 項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る 3 輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税の種別割に関する規定（第 8 7 条及び第 8 8 条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の種別割の額は、同項の不足額に、これに 1 0 0 分の 1 0 の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

第 2 条 上尾市税条例の一部を次のように改正する。

附則第 1 6 条に次の 1 項を加える。

5 法附則第 3 0 条第 2 項第 1 号及び第 2 号に掲げる 3 輪以上の軽自動車のうち、自家用の乗用のものに対する第 8 2 条の規定の適用については、当該軽自動車が令和 3 年 4 月 1 日から令和 4 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 4 年度分の軽自動車税の種別割に限り、当該軽自動車が令和 4 年 4 月 1 日から令和 5 年 3 月 3 1 日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和 5 年度分の軽自動車税の種

別割に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2第1項中「第4項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和元年10月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中上尾市税条例第23条第1項及び第3項の改正規定、同条例第48条第1項の改正規定並びに同条に8項を加える改正規定並びに次条第2項の規定 令和2年4月1日

(2) 第2条及び附則第3条第3項の規定 令和3年4月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条（前条第1号に掲げる改正規定を除く。）の規定による改正後の上尾市税条例（次条第1項及び第2項において「新条例」という。）第33条の4及び第33条の5の規定は、この条例の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

2 附則第1条第1号に掲げる規定による改正後の上尾市税条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び同日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、同日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び同日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、この条例の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和2年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用する。

3 第2条の規定による改正後の上尾市税条例の規定は、令和3年度以後の

年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和２年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

提案理由

地方税法の一部改正に伴い、法人の市民税について法人税割の税率を引き下げるとともに、軽自動車税の税率の特例に関する規定を改めたいので、この案を提出する。

議案第 7 号

上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市行政不服審査法関係手数料条例の一部を改正する条例

上尾市行政不服審査法関係手数料条例（平成 28 年上尾市条例第 15 号）の一部を次のように改正する。

別表備考 1 中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

提案理由

工業標準化法の一部改正に伴い、所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第 8 号

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例の制定
について

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のよう
に定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

上尾市建築基準法等関係手数料徴収条例（平成 12 年上尾市条例第 25
号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項、5 の項、8 の項第 2 号及び 10 の項第 2 号中「第 87
条の 2」を「第 87 条の 4」に改める。

別表第 2 の 1 の項中「第 87 条の 2」を「第 87 条の 4」に改め、同表 9
の項手数料の金額の欄を次のように改める。

(1)	(2)及び(3)以外の場合	1 件につき	1 8 万円
(2)	法第 48 条第 16 項第 1 号の規定に該当する場合	1 件につき	1 2 万円
(3)	法第 48 条第 16 項第 2 号の規定に該当する場合	1 件につき	1 4 万円

別表第 2 の 12 の項中「又は第 5 項第 3 号」を「、第 5 項又は第 6 項第 3
号」に改め、同表 18 の項中「敷地の数が 2」を「1 件につき、敷地の数が
2」に改め、同表 19 の項中「6, 400 円」を「1 件につき、6, 400
円」に改め、同表 39 の項中「建築物の数が 2」を「1 件につき、建築物の
数が 2」に改め、同表 40 の項中「建築物（」を「1 件につき、建築物（」
に改め、同表 41 の項中「建築物の数が 2」を「1 件につき、建築物の数が
2」に改め、同表 42 の項から 45 の項までの規定中「建築物（」を「1 件
につき、建築物（」に改め、同表 49 の項中「第 86 条の 8 第 3 項」の次に
「（法第 87 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）」を加え、同表
中 50 の項を 53 の項とし、49 の項の次に次のように加える。

50	法第 87 条の 2 第 1 項の規定	用途の変更に伴	1 件につき
	に基づく用途の変更に伴う工事に	う工事に係る全	2 万 7, 00

係る全体計画の認定の申請に対する審査	体計画の認定申請手数料	0円
5 1 法第87条の3第5項の規定に基づく用途を変更して興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 12万円
5 2 法第87条の3第6項の規定に基づく用途を変更して特別興行場等とする建築物の使用に係る許可の申請に対する審査	特別興行場等に用途を変更する建築物の使用許可申請手数料	1件につき 16万円

附 則

この条例は、公布の日又は建築基準法の一部を改正する法律（平成30年法律第67号）の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法の一部改正に伴い、用途の変更に伴う全体計画の認定等に係る手数料を定めたいので、この案を提出する。

議案第 9 号

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等
の一部を改正する条例の制定について

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例等
の一部を改正する条例

(上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一
部改正)

第 1 条 上尾市長期優良住宅の普及の促進に関する法律関係手数料徴収条例
(平成 21 年上尾市条例第 20 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の項手数料の金額の欄第 2 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の
4」に改め、同欄第 3 号中「17 万 1, 480 円」を「17 万 4, 600
円」に、「11 万 8, 560 円」を「12 万 700 円」に、「22 万 8,
720 円」を「23 万 2, 900 円」に、「14 万 7, 720 円」を「1
5 万 400 円」に、「26 万 2, 200 円」を「26 万 7, 000 円」に、
「16 万 1, 760 円」を「16 万 4, 700 円」に、「34 万 6, 44
0 円」を「35 万 2, 800 円」に、「20 万 4, 960 円」を「20 万
8, 700 円」に、「63 万 6, 960 円」を「64 万 8, 700 円」に、
「34 万 7, 520 円」を「35 万 3, 900 円」に改める。

(上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例の一部改
正)

第 2 条 上尾市都市の低炭素化の促進に関する法律関係手数料徴収条例 (平
成 25 年上尾市条例第 6 号)の一部を次のように改正する。

別表 2 の項手数料の金額の欄第 2 号中「第 87 条の 2」を「第 87 条の
4」に改め、同欄第 3 号中「17 万 1, 480 円」を「17 万 4, 600
円」に、「11 万 8, 560 円」を「12 万 700 円」に、「22 万 8,
720 円」を「23 万 2, 900 円」に、「14 万 7, 720 円」を「1
5 万 400 円」に、「26 万 2, 200 円」を「26 万 7, 000 円」に、

「16万1,760円」を「16万4,700円」に、「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に、「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改める。

(上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例の一部改正)

第3条 上尾市建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律関係手数料徴収条例（平成28年上尾市条例第32号）の一部を次のように改正する。

別表3の項手数料の金額の欄第2号中「第87条の2」を「第87条の4」に改め、同欄第3号中「17万1,480円」を「17万4,600円」に、「11万8,560円」を「12万700円」に、「22万8,720円」を「23万2,900円」に、「14万7,720円」を「15万400円」に、「26万2,200円」を「26万7,000円」に、「16万1,760円」を「16万4,700円」に、「34万6,440円」を「35万2,800円」に、「20万4,960円」を「20万8,700円」に、「63万6,960円」を「64万8,700円」に、「34万7,520円」を「35万3,900円」に改める。

附 則

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

提案理由

消費税率及び地方消費税率の引上げに伴い、構造計算適合性判定の実施の申出を伴う申請に係る手数料に新たな消費税相当分を転嫁したいので、この案を提出する。

議案第10号

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年6月7日提出

上尾市長 畠山 稔

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例の一部を改正する条例

上尾市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償に関する条例（昭和43年上尾市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第7条の2第1項第2号中「生活介護（次号）」を「生活介護（同号）」に改め、同条第2項第1号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「10万5,290円」を「16万5,150円」に改め、同項第2号中「5万7,190円」を「7万790円」に改め、同項第3号中「とき（次号）」を「とき（同号）」に、「5万2,650円」を「8万2,580円」に改め、同項第4号中「2万8,600円」を「3万5,400円」に改める。

別表学校医及び学校歯科医の補償基礎額の項中「6,160円」を「6,198円」に、「7,923円」を「7,955円」に、「9,550円」を「9,580円」に、「10,788円」を「10,810円」に、「11,633円」を「11,645円」に、「12,375円」を「12,388円」に改め、同表学校薬剤師の補償基礎額の項中「5,195円」を「5,225円」に、「6,175円」を「6,203円」に、「6,860円」を「6,880円」に、「8,013円」を「8,028円」に、「8,898円」を「8,908円」に、「9,360円」を「9,370円」に改め、同表備考第2号(1)中「卒業した」の次に「（同法による専門職大学の前期課程を修了した場合を含む。）」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日の属する月の翌月の初日（公布の日が月の初日であるときは、その日）から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第7条の2第2項の規定は、平成31年4月1日以後に支給すべき事由が生じた介護補償について適用し、同日前に支給すべき事由が生じた介護補償については、なお従前の例による。
- 3 改正後の別表の規定は、平成30年4月1日以後に支給すべき事由が生じた公務災害補償並びに同日前に支給すべき事由が生じた傷病補償年金、障害補償年金及び遺族補償年金で同日以後の期間について支給すべきものの補償基礎額について適用し、その他の公務災害補償の補償基礎額については、なお従前の例による。

提案理由

公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、学校医等に対する介護補償の額及び休業補償等の額の算定の基礎となる補償基礎額を引き上げたいので、この案を提出する。

議案第 1 1 号

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例の制定について

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日 提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

上尾市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成 2 6 年上尾市条例第 2 9 号)の一部を次のように改正する。

第 1 0 条第 3 項中「都道府県知事」の次に「又は地方自治法（昭和 2 2 年
法律第 6 7 号）第 2 5 2 条の 1 9 第 1 項の指定都市の長」を加える。

附則第 2 条第 2 項中「平成 3 2 年 3 月 3 1 日」を「令和 2 年 3 月 3 1 日」
に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

厚生労働省令の改正に伴い、放課後児童支援員に必要な資格基準を当該
厚生労働省令で定める基準と同様のものに改めたいので、この案を提出す
る。

議案第 12 号

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市介護保険条例の一部を改正する条例

上尾市介護保険条例（平成 12 年上尾市条例第 41 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項各号列記以外の部分中「平成 30 年度から平成 32 年度まで」を「平成 31 年度及び令和 2 年度」に改め、同項第 1 号中「26, 395 円」を「21, 996 円」に改め、同項第 2 号中「39, 299 円」を「31, 967 円」に改め、同項第 3 号中「43, 992 円」を「42, 525 円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 5 条第 1 項の規定は、平成 31 年度以後の年度分の保険料率から適用する。

提案理由

介護保険法施行令の一部改正に伴い、低所得者に賦課する介護保険料の額を減額したいので、この案を提出する。

議案第 13 号

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について
上尾市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和元年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

上尾市火災予防条例の一部を改正する条例

上尾市火災予防条例（昭和 37 年上尾市条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 16 条第 1 項中「日本工業規格」を「日本産業規格（産業標準化法（昭和 24 年法律第 185 号）第 20 条第 1 項の日本産業規格をいう。）」に改める。

第 29 条の 5 第 1 号中「作動時間が 60 秒以内」を「種別が 1 種」に改め、同条中第 6 号を第 7 号とし、第 5 号の次に次の 1 号を加える。

- (6) 第 29 条の 3 第 1 項各号に掲げる住宅の部分に特定小規模施設用自動火災報知設備を特定小規模施設における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成 20 年総務省令第 156 号）第 3 条第 2 項及び第 3 項に定める技術上の基準に従い、又は当該技術上の基準の例により設置したとき。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第 16 条第 1 項の改正規定は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 33 号）の施行の日（令和元年 7 月 1 日）から施行する。

提案理由

総務省令の改正に伴い、本市の住宅用防災機器の設置及び維持に関する基準を当該総務省令で定める基準と同様のものに改めるほか、工業標準化法の一部改正に伴う所要の改正を行いたいので、この案を提出する。

議案第14号

工事請負契約の締結について

下記のとおり工事請負契約を締結することについて、議決を求める。

令和元年6月7日提出

上尾市長 島山 稔

記

- | | | |
|---|--------|--------------------------------|
| 1 | 契約の目的 | 本庁舎外壁・防水等改修工事 |
| 2 | 契約の方法 | 条件付一般競争入札 |
| 3 | 契約の金額 | 257,180,000円 |
| 4 | 契約の相手方 | 上尾市緑丘三丁目4番25号
株式会社島村工業 上尾支店 |

提案理由

本庁舎外壁・防水等改修工事に関する工事請負契約を締結するため、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年上尾市条例第7号）第2条の規定により、この案を提出する。

議案第 15 号

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議共同設置規約に関する協議について

上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置することに関し、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 7 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めることについて、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、議会の議決を求める。

令和元年 6 月 7 日提出

上尾市長 畠 山 稔

提案理由

上尾市と伊奈町が共同して上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議を設置することに関し、地方自治法第 252 条の 7 第 1 項の規定により協議により別紙規約を定めたいので、同条第 3 項において準用する同法第 252 条の 2 の 2 第 3 項本文の規定により、この案を提出する。

別紙

上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議共同設置規約

(共同設置)

第1条 上尾市及び伊奈町（以下「関係市町」という。）は、関係市町が共同で進める広域ごみ処理施設（第4条において「新施設」という。）の建設に資するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第1項の規定により、共同して会議を設置する。

(名称)

第2条 前条に規定する会議は、上尾・伊奈広域ごみ処理施設建設候補地評価基準検討会議（以下「検討会議」という。）という。

(執務場所)

第3条 検討会議の執務場所は、埼玉県北足立郡伊奈町大字小室9493番地伊奈町役場内とする。

(所掌事務)

第4条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 新施設の建設候補地の選定に関する評価基準の制定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、新施設の建設候補地の選定に関し関係市町の長が必要と認めること。

(組織)

第5条 検討会議は、委員12人以内で組織する。

(委員)

第6条 検討会議の委員は、関係市町の長が協議して定める候補者について、伊奈町長がこれを選任する。

- 2 検討会議の委員に欠員を生じたときは、伊奈町長は、7日以内にその旨を上尾市長に通知するとともに、前項の例により当該検討会議の委員を選任するものとする。

(委員の任期)

第7条 検討会議の委員の任期は、第4条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

(会長及び副会長)

第8条 検討会議に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、検討会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第9条 検討会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 検討会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(検討会議の事務を補助する伊奈町の職員)

第10条 検討会議の事務を補助する伊奈町の職員の定数は、関係市町の長が協議して定めるものとする。

(負担金)

第11条 検討会議に要する経費に関する関係市町の負担金の額は、関係市町の長の協議により定めるものとする。

2 上尾市は、前項の規定による負担金を、伊奈町に交付しなければならない。

3 前項の負担金の交付の時期については、関係市町の長の協議により定めるものとする。

(特定の事務に要する経費)

第12条 関係市町のうち、特定の市町が専ら当該市町のために検討会議をして特定の事務を管理し、及び執行させる場合においては、当該市町は、前条第1項の規定による負担金とは別に、これに要する経費を当該市町の予算に計上して支出するようにしなければならない。

(検討会議の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程)

第13条 検討会議の事務の管理及び執行に関する条例、規則その他の規程については、関係市町は、これを相互に調整するように努めなければならない。

(検討会議の委員の身分の取扱に関する条例、規則その他の規程)

第14条 伊奈町は、検討会議の委員の報酬、費用弁償の額及びその支給方法に関する条例、規則その他の規程を制定し、又は改廃する場合において

は、あらかじめ上尾市と協議しなければならない。

2 前項の規定による条例、規則その他の規程を、伊奈町が制定し、又は改廃したときは、上尾市長は、当該条例、規則その他の規程を公表しなければならない。

(検討会議の委員の懲戒処分等)

第15条 伊奈町長は、検討会議の委員の懲戒処分をするとき及びその退職につき承認を与える場合においては、あらかじめ上尾市長と協議しなければならない。

(庶務)

第16条 検討会議の庶務は、伊奈町において行う。

(補則)

第17条 この規約に定めるものを除くほか、検討会議の担任する事務に関し必要な事項は、関係市町の長が協議して定める。

附 則

この規約は、令和元年7月1日から施行する。

